名古屋市公報

平成26年12月25日　　第1089号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局行政改革推進部法制課長

目　次　　ページ

条　例

○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例　（住都・建築指導課）　（第62号）　8
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第63号）　13
○ 名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第64号）　14
○ 名古屋市土地利用審査会条例の一部を改正する条例　（住都・総務課）　（第65号）　23
○ 職員の配偶者同行休業に関する条例　（総務・給与課）　（第66号）　24

規　則

○ 名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則　（健福・総務課）　（第106号）　29
○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第107号）　44
○ 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則　（総務・給与課）　（第108号）　45

告　示

○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更　（住都・都市計画課）　（第735号）　50
○ 名古屋都市計画臨港地区の変更　（住都・都市計画課）　（第736号）　51
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）　（第737号）　52
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第738号）　53
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更　（健福・保護課）　（第739号）　55
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第740号）　57
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第741号）　58

○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について
（緑土・都市農業課）（第742号） 61
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について
（緑土・都市農業課）（第743号） 62
○ 指定管理者の指定 （住都・交通施設管理課）（第744号） 64
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 （財政・税制課）（第745号） 65
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 （財政・税制課）（第746号） 66
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について
（緑土・緑地管理課）（第747号） 67
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 （健福・保護課）（第748号） 68
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止 （健福・保護課）（第749号） 70
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 （健福・保護課）（第750号） 71
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 （健福・保護課）（第751号） 73
○ 生活保護法による介護機関の指定 （健福・保護課）（第752号） 77
○ 行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について
（緑土・道路管理課）（第753号） 78
○ 道路に関する告示 （緑土・道路利活用課）（第754号） 81
○ 名古屋市後期高齢者医療保険料の徴収の事務を私人に委託する件について （健福・医療福祉課）（第755号） 83

達

○ 区役所処務規程等の一部改正 （総務・行政改革推進室）（第45号） 84
○ 副市長以下代決規程及び区長以下代決規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）（第46号） 85

人　事　委　員　会　規　則

○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （第9号） 87
○ 出勤簿処理規則の一部を改正する規則 （第10号） 88
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 （第11号） 89

上　下　水　道　局　告　示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 （第14号） 91

公　　告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
（上下水・給排水設備課） 103
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告
（上下水・給排水設備課） 104
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
（上下水・給排水設備課） 105
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告
（上下水・給排水設備課） 106
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告
（上下水・給排水設備課） 107
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告　（住都・建築指導課） 109

雑　　報

○ 職員の懲戒処分　（総務・人事課） 110

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第62号）

1　改正内容

(1) 茶屋新田まちづくり地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）

(2) 茶屋新田まちづくり地区計画の地区整備計画において定められた建築物等に関する事項のうち、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の緑化率の最低限度を定めます。（別表第 2関係）

2　施行期日

公布の日から施行します。

○　名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第63号）

1　改正内容

出産育児一時金の額を変更します。（第 9条関係）

2　施行期日等

(1) 平成27年 1月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第 9条第 1項の規定は、平成27年 1月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例によることとします。

○　名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第64号）

1　改正内容

(1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準として、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を定めます。（第 2条及び別表第 1関係）

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）の制定に伴い、規定の整理を行い

ます。（別表第 1及び別表第 2関係）

2　施行期日

平成27年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、食品表示法の施行の日から施行します。

○　名古屋市土地利用審査会条例の一部を改正する条例（第65号）

1　改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）等による国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部改正に伴い、名古屋市土地利用審査会の委員及び会議に関して規定の整備を行います。（第 1条、第 2条及び第 4条関係）

2　施行期日

平成27年 4月 1日から施行します。

○　職員の配偶者同行休業に関する条例（第66号）

1　制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定に基づき、職員が、外国での勤務等により外国で滞在する配偶者と生活を共にするための配偶者同行休業について必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2　内容

(1) 休業の承認について定めます。（第 2条関係）

(2) 休業の期間について定めます。（第 3条関係）

(3) 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について定めます。（第 4条関係）

(4) 休業の期間の延長について定めます。（第 5条関係）

(5) 休業の承認の取消事由について定めます。（第 6条関係）

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について定めます。（第 7条関係）

(7) その他規定の整備を行います。（附則関係）

3　施行期日

公布の日から施行します。

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則（第 106号）

1　改正内容

(1) 衛生行政報告例等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 6条から第 9条及び第 7号様式から第 9号様式関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1号様式から第 4号様式関係）

2　施行期日

平成27年 1月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○　地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第 107号）

1　改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

2　施行期日

平成27年 1月 1日から施行します。

○　職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（第108号）

1　制定の趣旨

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2　主な内容

(1) 休業の取消事由のうち市長が定める事由について定めます。（第 2条関係）

(2) 休業中の届出について定めます。（第 3条関係）

(3) その他規定の整備を行います。（附則関係）

3　施行期日

公布の日から施行します。

達　の　あ　ら　ま　し

○　区役所処務規程等の一部を改正する規程（第45号）

1　改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定を整備します。

2　施行期日

平成27年 1月 1日から施行します。

○　副市長以下代決規程及び区長以下代決規程の一部を改正する規程（第46号）

1　改正内容

(1) 配偶者同行休業制度の新設に伴い、規定を整備します。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定を整備します。

2　施行期日

平成27年 1月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、発布の日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第62号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成５年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

茶屋新田まちづくり地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された名古屋都市計画茶屋新田まちづくり地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２に次のように加える。

茶屋新田まちづくり地区整備計画区域	シンボルロード地区	用途の制限	1　工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） 2　ホテル又は旅館 3　自動車教習所

			4　畜舎 5　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第２条第３項に規定する給油所
		敷地面積の最低限度	１５０平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は１メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が３メートル以下であること（外壁等の面から道路境界線までの距離が0．5メートル以上のものに限る。）。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2．3メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1．5。ただし、法第53条第１項の規定による建ぺい率の最高限度が10分の８の地域については、10分の１とする。
	沿道サービス地区	用途の制限	1　ホテル又は旅館 2　自動車教習所 3　畜舎 4　風営法第２条第１項第１号から第６号までに規定する風俗営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
		敷地面積の最低限度	１５０平方メートル
		壁面の位置	外壁等の面から道路境界線（名古屋市道福田前新

		の制限	田福田線に係るものを除く。）までの距離は１メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 １　外壁等の中心線の長さの合計が３メートル以下であること（外壁等の面から道路境界線までの距離が0．5メートル以上のものに限る。）。 ２　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2．3メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1．5。ただし、法第53条第１項の規定による建ぺい率の最高限度が10分の８の地域については、10分の１とする。
	住宅地区	用途の制限	１　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ２　ホテル又は旅館 ３　自動車教習所 ４　畜舎 ５　勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 ６　揮発油等の品質の確保等に関する法律第２条第３項に規定する給油所
		敷地面積の最低限度	１５０平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線（名古屋市道福田前新田福田線に係るものを除く。）までの距離は１メートル以上、隣地境界線までの距離は0．5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

			1　外壁等の中心線の長さの合計が３メートル以下であること（外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離が0．5メートル以上のものに限る。）。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2．3メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1．5。ただし、法第53条第１項の規定による建ぺい率の最高限度が10分の８の地域については、10分の１とする。
	公益サービス地区	用途の制限	1　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 2　ホテル又は旅館 3　自動車教習所 4　畜舎 5　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6　カラオケボックスその他これに類するもの 7　倉庫業を営む倉庫 8　風営法第２条第１項第１号から第６号までに規定する風俗営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの 9　揮発油等の品質の確保等に関する法律第２条第３項に規定する給油所
		敷地面積の最低限度	5，000平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は４メートル以上であること。
		緑化率の最	10分の1．5。ただし、法第53条第１項の規定による

		低限度	建ぺい率の最高限度が10分の８の地域については、10分の１とする。
	集落景観地区	用途の制限	1　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 2　ホテル又は旅館 3　自動車教習所 4　畜舎 5　勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 6　揮発油等の品質の確保等に関する法律第２条第３項に規定する給油所
		緑化率の最低限度	10分の１

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第63号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「39万円」を「 404,000円」に改める。

附　則

1　この条例は、平成27年 1月 1日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第 9条第 1項の規定は、平成27年 1月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。

名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第64号

名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例（平成12年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「別表のとおり」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を実施する衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を実施する場合　別表第 1に規定する基準

(2) 前号に掲げる場合以外の場合　別表第 2に規定する基準

別表中「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合の基準」に改め、同表　第 1営業施設等における衛生管理13の項第 2号中「法」の次に「又は食品表示法（平成25年法律第70

号）」を加え、同号の次に次の 1号を加え、同項を同表　第 1営業施設等における衛生管理15の項とする。

(3) 消費者等から、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情で健康への被害につながるおそれが否定できないものがあった場合は、速やかに保健所長等に報告すること。

別表　第 1営業施設等における衛生管理12の項を同表　第 1営業施設等における衛生管理14の項とし、同表　第 1営業施設等における衛生管理10の項を同表　第 1営業施設等における衛生管理13の項とし、同表　第 1営業施設等における衛生管理 9の項中第 3号を第 5号とし、同項第 2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同項第 4号とし、同項第 1号を第 3号とし、同項に第 1号及び第 2号として次の 2号を加え、同項を同表　第 1営業施設等における衛生管理12の項とする。

(1) 10の項第 1号及び第 2号による危害分析並びに重要管理点の決定並びに管理基準の決定について記録を作成し、保管すること。

(2) モニタリング、改善措置及び10の項第 7号の検証について記録を作成し、保管すること。

別表　第 1営業施設等における衛生管理 6の項を削り、同表　第 1営業施設等における衛生管理 5の項を同表　第 1営業施設等における衛生管理 6の項とし、同表　第 1営業施設等における衛生管理 4の項第 2号中「生息調査結果等を踏まえ」を「建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組み合わせ及び生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により」に改め、同項を同表　第 1営業施設等における衛生管理 5の項とする。

別表　第 1営業施設等における衛生管理 7の項を同表　第 1営業施設等における衛生管理 4の項とし、同表　第 1営業施設等における衛生管理 8の項を同表　第 1営業施設等における衛生管理 7の項とし、同項の次に次の 3項を加える。

8　危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

次項、10の項及び12の項の規定による衛生管理を実施する場合は、法第48条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成す

ること。

9　製品説明書及び製造工程一覧図の作成

(1) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等）、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には、想定する使用方法、消費者層等を記述すること。

(2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

(3) 前号の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図を修正すること。

10　食品等の取扱い

次の方法により、食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 各製造工程で発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前項第 1号の製品の特性等を考慮して、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(2) 前号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因と

なる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を設定できるよう製品又は製造工程を見直すこと。また、重要管理点を定める必要がないと認めるときは、その理由を記載した文書を作成すること。

(4) 各重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、測定できる指標又は外観、食感その他の官能的指標であること。

(5) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

(6) モニタリングにより重要管理点における管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点ごとに設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

(7) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

別表　第 2食品取扱者等の衛生管理 7の項中「つめ」を「爪」に改め、「後は、」の次に「十分に」を、「消毒を」の次に「行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を」を加える。

別表　第 3食品取扱者等に対する教育訓練 1の項中「汚染防止の方法」の次に「、適切な手洗いの方法、健康管理」を加える。

別表　第 6表示中「法」の次に「又は食品表示法」を加える。

別表を別表第 1とし、同表の次に次の 1表を加える。

別表第 2

危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を実施する場合の基準

第 1　営業施設等における衛生管理

1　一般事項

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 1の項に定めるところによること。

2　営業施設等の衛生管理

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 2の項に定めるところによること。

3　機械器具類等の衛生管理

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 3の項に定めるところによること。

4　ねずみ、昆虫等対策

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 5の項に定めるところによること。

5　廃棄物及び排水の取扱い

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 6の項に定めるところによること。

6　食品等の取扱い

(1) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検すること。また、当該点検状況を記録するよう努めること。

(2) 冷蔵設備内では、相互汚染が生じないよう適切な方法で保管すること。

(3) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

(4) 食品の製造、加工、処理又は調理において、病原微生物その他の微生物及びその毒素を安全な量まで死滅させ、又は除去すること。

(5) 食品は、当該食品の特性、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じ、製造、調理、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に

十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

(6) 食品衛生に特に影響がある冷却、加熱、乾燥、添加物の使用及び真空調理又はガス置換包装の工程の管理に十分配慮すること。

(7) 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

ア　未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

イ　製造、加工、処理又は調理を行う場所へは、当該場所で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品、機械器具類等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。また、これらの場所へ立ち入る際には、必要に応じて、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

ウ　食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、他の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(8) 原材料は、使用期限等に応じて適切な順序で使用されるよう配慮して保管すること。

(9) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。

(10)　食品等の製造、加工又は処理に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。

ア　原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

イ　原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録すること。

ウ　製品ごとに、その特性、製造又は加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保管すること。

エ　分割され、又は細切された食肉等について、異物が混入していないかを確認し、異物が認められた場合は、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

オ　原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(11)　原材料及び製品については、自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

(12)　おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

(13)　営業施設においておう吐した場合には、直ちに薬剤等を用いて適切に消毒すること。

7　使用する水等の管理

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 4の項に定めるところによること。

8　食品衛生責任者の設置

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理 7の項に定めるところによること。

9　記録の作成及び保管

(1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工等の状況、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保管するよう努めること。

(2) 前号の記録の保管期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長等から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

(4) 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、その記録を保管するよう努めること。

10　回収及び廃棄

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理13の項に定めるところによること。

11　管理運営要領の作成等

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理11の項に定めるところによること。

12　検食の実施

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理14の項に定めるところによること。

13　情報の提供

別表第 1　第 1営業施設等における衛生管理15の項に定めるところによること。

第 2　食品取扱者等の衛生管理

別表第 1　第 2食品取扱者等の衛生管理に定めるところによること。

第 3　食品取扱者等に対する教育訓練

別表第 1　第 3食品取扱者等に対する教育訓練に定めるところによること。

第 4　運搬に係る衛生管理

別表第 1　第 4運搬に係る衛生管理に定めるところによること。

第 5　販売に係る衛生管理

別表第 1　第 5販売に係る衛生管理に定めるところによること。

第 6　表示

別表第 1　第 6表示に定めるところによること。

附　則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、別表　第 1営業施設等における衛生管理13の項第 2号及び同表　第 6表示の改正規定は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。

名古屋市土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第65号

名古屋市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

名古屋市土地利用審査会条例（昭和49年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和49年法律第92号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第２条の見出しを「（委員）」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

審査会は、委員７人をもって組織する。

第４条に次の１項を加える。

４　前項の規定にかかわらず、法第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の総数の過半数をもって決する。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第66号

職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第26条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）から第３項まで及び第６項から第８項まで並びに第11項において準用する法第26条の５第６項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第２条　任命権者は、職員（法第26条の５第１項に規定する職員をいう。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

２　前項の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第 26 条の６第１項に規定する配偶者をいう。以下同

じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間）

第3条　法第26条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条　法第26条の6第1項に規定するその他の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として市長が定めるもの

（配偶者同行休業の期間の延長）

第5条　配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2　法第26条の6第3項に規定する条例で定める特別の事情は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第4条第2項の規定により人事院規則で定める特別の事情を基準として市長が定める。

3　第2条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第6条　法第26条の6第6項に規定するその他条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条第２号の規定により特別休暇を受けることとなったこと。

(3) 配偶者同行休業をしている職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号）第２条の規定により育児休業を取得することとなったこと。

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が定める事由に該当すること。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第７条　任命権者は、第２条第１項又は第５条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第２号に掲げる任用は、申請期間について１年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

２　任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

３　任命権者は、第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

４　任命権者は、前項の規定により任期付採用職員の任期を更新する場合には、当該職員にその任期を明示するとともに、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第３の418の項中「育児休業代替嘱託員」を「育児休業等代替嘱託員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3　職員の育児休業等に関する条例（平成４年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(1) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第７条第１項第１号の規定により任期を定めて採用された職員

（職員退職手当条例の一部改正）

4　職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「第７条第５項第６号に掲げる在職期間を職員としての引き続く勤続期間に通算することとされた者」を「第３号から前号までに掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた職員」に改め、「その他市長が特に必要と認めるとき」を削る。

第６条の３第１項中「停職」の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。

第７条第４項第２号中「専従休職」の次に「又は配偶者同行休業」を加える。

（名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

5　名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名古屋市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第７号を第８号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 職員の休業に関する状況

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

6　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の１条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第17条　職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第２条第１項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第 106号

名古屋市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市健康増進法施行細則（昭和29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 6条を次のように改める。

（報告）

第 6条　法第20条第 1項に規定する特定給食施設の設置者（以下「設置者」という。）又は特定給食施設の管理者（以下「管理者」という。）は、毎年 5月末日現在の特定給食施設の状況について、その年の 6月15日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書を保健所長に提出しなければならない。

(1) 学校、児童福祉施設、事業所又は寄宿舎の場合　特定給食施設状況報告書（学校・児童福祉施設・事業所・寄宿舎用）（第 7号様式）

(2) 病院、介護老人保健施設、老人福祉施設又は社会福祉施設の場合　特定給食施設状況報告書（病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉

施設用）（第 8号様式）

(3) 矯正施設、自衛隊の施設、一般給食センター又はその他の施設の場合

特定給食施設状況報告書（矯正施設・自衛隊の施設・一般給食センター・その他の施設用）（第 9号様式）

第 7条を削る。

第 8条第 2項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第 7条とする。

第 9条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第 8条とする。

第 1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

<table>
<tr><td>病院・介護老人保健施設

許可病床数又は入所定員
床(人)</td><td>児童福祉施設

乳　児　　人
3歳未満児　人
3歳以上児　人
計　　人</td><td>学校

男　　人
女　　人
計　　人</td><td>事業所・寮・社会福祉施設・その他(　　)

男　　人
女　　人
計　　人</td></tr>
<tr><td colspan="4">全員喫食　・　自由喫食</td></tr>
<tr><td colspan="4">主食副食とも　・　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">献立を選択できない方式
・
献立を選択できる方式</td><td colspan="2">定食　　種
ご飯もの　　種
めん類　　種
パン・サンドイッチ類　　種
選択できるお菜　　種</td></tr>
</table>

を

」

「

学校 幼　児　人 児　童　人 生　徒　人 学　生　人 職　員　人 計　人	病院・介護老人保健施設 許可病床数又は入所定員 床(人)	老人福祉施設・社会福祉施設・事業所・寄宿舎・その他(　) 入所者等　人 職　員　人 計　人	児童福祉施設 乳　児　人 3歳未満児　人 3歳以上児　人 職　員　人 計　人

全員自由喫食・全員喫食	主食副食ともその他(　)	献立を選択できない方式・献立を選択できる方式

」

に、

「

勤務状況
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任

」

を

「

勤　務　状　況	勤務日数（1月平均）
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任	
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任	
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任	
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任	
職員・委託　常勤・非常勤　専任・兼任	

」に、

「

職種＼性別	男　人	女　人	計　人
事務員			
調理従業員			
臨時従業員			
給食委員会 有・無	運営方法		

」を

「

職種	事務員	調理従業員	臨時従業員
従事人数	人	人	人
給食委員会 有（　回／年）・無	委員 1 管理者 2 管理栄養士 3 調理員 4 その他（　）		

」に、

「

11	受　託　者 （委託給食の場合）	所　在　地 （電話番号）	
		受　託　者　名	
		代表者氏名	
		契　約　内　容	

」を

「

11	受　託　者 （委託給食の場合）	所　在　地 （電話番号）	
		受　託　者　名	
		担　当　者 （電話番号）	部署　　職名　　氏名
		契　約　内　容	
12	給食の位置付け		
13	担　当　者 （電話番号）	部署　　職名　　氏名	

」に

改める。

第 2号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

変更年月日	年　　月　　日

」を

「

変 更 年 月 日	年　　月　　日
担　　当　　者 （電 話 番 号）	部署　　職名　　氏名

」に

改める。

第 3号様式及び第 4号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

備　　考	

」を

「

担　　当　　者 （電 話 番 号）	部署　　職名　　氏名
備　　考	

」に

改める。

第 7号様式を次のように改める。

第 7号様式（表）

特 定 給 食 施 設 状 況 報 告 書

（学校・児童福祉施設・事業所・寄宿舎用）

年　　月　　日

（宛先）名古屋市　　保健所長

施 設 所 在 地
（ 電 話 番 号 ）
施 設 名
報 告 者
職 氏 名

名古屋市健康増進法施行細則第 6条の規定により、次のとおり報告します。

1	給食施設設置者職氏名	職名　　氏名													
	給食施設管理者職氏名	職名　　氏名													
	給食管理者職 氏 名	職名　　氏名													
2	給食施設の種　　類	1 幼稚園　2 小学校　3 中学校 4 高等学校　5 大学　6 児童福祉施設 7 事業所　8 寄宿舎　9 その他（　　）													
3	給食対象者数	人													
4	給食数、食材料費及び給食時間（5月分平均）	朝 食	食	円	時　分～　時　分										
		昼 食	食	円	時　分～　時　分										
		夕 食	食	円	時　分～　時　分										
		その他（　）	食	円	時　分～　時　分										
		計	食	円											
5	身体活動レベル	身体活動レベル	性別	～　歳	～　歳	～　歳	～　歳	～　歳	計						
		低 い	男												
			女												
		普 通	男												
			女												
		高 い	男												
			女												
		計													
6	栄養摂取量（1人 1日当たり）	特定の給食の報　　告	有　・　無												
		特定の給食の内　　容													
		熱量及び栄養成分	給与栄養量（5月分平均）		給与栄養目標量		過不足率								
		エネルギー	kcal		kcal		%								
		たんぱく質	g		g		%								
		脂　　質	g		g		%								
		ナトリウム（食塩相当量）	mg（ g）		mg（ g）		%								
		カ リ ウ ム	mg		mg		%								
		カルシウム	mg		mg		%								
		鉄	mg		mg		%								
		ビタミンA	μg		μg		%								
		ビタミンB_1	mg		mg		%								
		ビタミンB_2	mg		mg		%								
		ビタミンC	mg		mg		%								
		食物繊維	g		g		%								
		たんぱく質エネルギー比	%		%		%								
		脂　　質エネルギー比	%		%		%								
		炭水化物エネルギー比	%		%		%								
		給与栄養量の算出方法													
7	食品構成（1人1日当たり）	食品群			使用量g（5月分平均）		食品構成基準 g		過不足率 %						
		穀類	米　類												
			小麦類												
			その他の穀類												
		芋類	じゃが芋												
			その他の芋類												
		砂糖類													
		油脂類													
		豆類	大豆												
			大豆製品												
			その他の豆類												
		魚介類	生物												
			干物												
			加工品												
		肉類	精肉												
			加工品												
		卵類													
		乳類	乳												
			脱脂粉乳												
			乳製品												
		緑黄色野菜類													
		その他の野菜類													
		果実類													
		海藻類													
		野菜漬物類													
		菓子類													
8	給食の運営方式	直　営・委　託													
9	受託者（委託給食の場合）	所在地（電話番号）													
		受託者名													
		担当者（電話番号）	部署　　職名　　氏名												
		契約内容													

(裏)

<table>
<tr><td rowspan="10">10</td><td rowspan="10">給食従事者</td><td rowspan="8">(1)
栄養士</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td><td>勤　務　状　況</td><td>勤務日数</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)
調理師</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>(3)
その他</td><td>職　種</td><td>事務員</td><td>調理従業員</td><td>臨時従業員</td></tr>
<tr><td></td><td>従事人数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>11</td><td>献立表</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td>12</td><td>給食利用率
(5月分の実績)</td><td colspan="4">％(　人／　人)</td></tr>
<tr><td>13</td><td>給食の献立
(5月分の実績)</td><td colspan="4">1 単一献立(　食)
2 複数献立(　種類　食)
3 単品料理(　種類　食)
4 選択食(カフェテリア方式)
主食(　種類　食)　主菜(　種類　食)
副菜(　種類　食)　その他(　種類　食)</td></tr>
<tr><td>14</td><td>量の調整</td><td>主食の量</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>副食の量</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">調　査</td><td>嗜好調査</td><td colspan="3">有　・　無
前年度分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>残菜調査</td><td colspan="3">有　・　無
5月分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>利用者個々の食事摂取量調査</td><td colspan="3">有　・　無
前年度分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>16</td><td>給食の位置付け</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>17</td><td>健康づくりの一環としての給食の果たす機能</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">給食の運営組織</td><td>給食委員会</td><td colspan="3">有(　回／年)　・　無</td></tr>
<tr><td>委員</td><td colspan="3">1 管理者　2 管理栄養士
3 調理員　4 その他(　)</td></tr>
<tr><td>19</td><td>栄養指導</td><td>個別指導</td><td colspan="2">有　・　無
前年度分の実績(延　人)
5月分の実績(延　人)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>集団指導</td><td colspan="2">有　・　無
前年度分の実績(　回延　人)
5月分の実績(　回延　人)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>健康又は栄養に関する情報の提供</td><td colspan="2">有　・　無
内容及び媒体</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特定の目的を有する献立</td><td colspan="2">有　・　無
内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">20</td><td rowspan="3">身体状況</td><td>身長の把握</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>体重の把握</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>体格指数の把握</td><td colspan="2">有　・　無
把握するために用いた方法
肥満者の割合(　％)
低体重(やせ)の者の割合(　％)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">21</td><td rowspan="4">災害対策</td><td>マニュアルの作成</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常用献立表</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常用食糧</td><td colspan="2">有　・　無
(　人分を　日分)</td></tr>
<tr><td>非常用食糧の保管場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">22</td><td rowspan="2">栄養管理</td><td>栄養管理に関する課題</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>課題への対応</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>23</td><td>担当者
(電話番号)</td><td>部署　職名　氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)　1　4、6、7、12、13、15及び19の欄以外は、本年　5月31日現在の状況を記入してください。

2　2、6、8、10の(1)、11、13から15まで及び18から21までの欄は、該当するものを○で囲んでください。

3　栄養士にあっては免許証の写し(管理栄養士の資格を有する者にあっては、その免許証の写し)を添えてください。ただし、すでに管理者から提出されたものについては、必要ありません。

4　給食施設に変更があった場合は、平面図を添えてください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第 8号様式を次のように改める。

第 8号様式（表）

特 定 給 食 施 設 状 況 報 告 書

（病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設用）

年　　月　　日

（宛先）名古屋市　　保健所長

施設所在地
（電話番号）
施設名
報告者
職氏名

名古屋市健康増進法施行細則第 6条の規定により、次のとおり報告します。

1	給食施設設置者職氏名	職名　　氏名														
	給食施設管理者職氏名	職名　　氏名														
	給食管理者職氏名	職名　　氏名														
2	給食施設の種類	1 病院　2 介護老人保健施設 3 老人福祉施設　4 社会福祉施設														
3	給食対象者数	許可病床数又は入所定員							入院患者数又は入所者数							
		許可病床数　床 入所定員　人 その他（　）人							入院患者数　人 入所者数　人 その他（　）人							
		計　人							計　人							
4	給食数、食材料費及び給食時間（5月分平均）	朝食	食	円	時　分～　時　分											
		昼食	食	円	時　分～　時　分											
		夕食	食	円	時　分～　時　分											
		その他（　）	食	円	時　分～　時　分											
		計	食	円												
5	給食対象者の年齢区分	年齢区分	0～5月	6～11月	1～2歳	3～5歳	6～7歳	8～9歳	10～11歳							
		男														
		女														
		年齢区分	12～14歳	15～17歳	18～29歳	30～49歳	50～69歳	70歳以上								
		男														
		女														
6	栄養摂取量（1人1日当たり）	特定の給食の報告	有　・　無													
		特定の給食の内容														
		熱量及び栄養成分	給与栄養量（5月分平均）			給与栄養目標量		過不足率								
		エネルギー	kcal			kcal		%								
		たんぱく質	g			g		%								
		脂質	g			g		%								
		ナトリウム（食塩相当量）	mg（g）			mg（g）		%								
		カリウム	mg			mg		%								
		カルシウム	mg			mg		%								
		鉄	mg			mg		%								
		ビタミンA	μg			μg		%								
		ビタミンB_1	mg			mg		%								
		ビタミンB_2	mg			mg		%								
		ビタミンC	mg			mg		%								
		食物繊維	g			g		%								
		たんぱく質エネルギー比	%			%		%								
		脂質エネルギー比	%			%		%								
		炭水化物エネルギー比	%			%		%								
		給与栄養量の算出方法														
7	食品構成（1人1日当たり）	食品群			使用量 g（5月分平均）				食品構成基準 g				過不足率 %			
		穀類	米類													
			小麦類													
			その他の穀類													
		芋類	じゃが芋													
			その他の芋類													
		砂糖類														
		油脂類														
		豆類	大豆													
			大豆製品													
			その他の豆類													
		魚介類	生物													
			干物													
			加工品													
		肉類	精肉													
			加工品													
		卵類														
		乳類	乳													
			脱脂粉乳													
			乳製品													
		緑黄色野菜類														
		その他の野菜類														
		果実類														
		海藻類														
		野菜漬物類														
		菓子類														
8	給食の運営方式	直営・委託														
9	受託者（委託給食の場合）	所在地（電話番号）														
		受託者名														
		担当者（電話番号）	部署　職名　氏名													
		契約内容														

(裏)

10	給食従事者	(1) 栄養士	氏名	免許取得年月	勤務状況	勤務日数	19	栄養指導	個別指導	有・無	
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				＼	入院 入所 / 通院 通所 / 訪問
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				前年度分の実績	人 / 人 / 人
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				5月分の実績	人 / 人 / 人
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月			集団指導	有・無	
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				＼	入院 入所 / 通院 通所 / 訪問
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				前年度分の実績	回 / 回 / 回
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月					人 / 人 / 人
				管 年 栄 月	職員・常勤・専任 委託・非常勤・兼任	／月				5月分の実績	回 / 回 / 回
											人 / 人 / 人
		(2) 調理師	氏名	免許取得年月	氏名	免許取得年月			健康又は栄養に関する情報の提供	有・無 内容及び媒体	
				年 月		年 月					
				年 月		年 月					
				年 月		年 月					
		(3) その他	職種	事務員	調理従業員	臨時従業員					
			従事人数	人	人	人					
11	献立表		有・無								
12	栄養サポートチーム		有・無						特定の目的を有する献立	有・無 内容	
			構成員								
13	栄養ケア・マネジメントの実施		有・無								
14	区分（5月分の実績）		一般食		特別食						
			常食	人	加算食	人					
			軟食	人		人					
			流動食	人		人					
			＼			人					
					非加算食	人	20	災害対策	マニュアルの作成	有・無	
15	調査		嗜好調査	有・無 前年度分の実績（延 回）					非常用献立表	有・無	
			残菜調査	有・無 5月分の実績（延 回）					非常用食糧	有・無 （ 人分を 日分）	
			利用者個々の食事摂取量調査	有・無 前年度分の実績（延 回）					非常用食糧の保管場所		
16	給食の位置付け						21	栄養管理	栄養管理に関する課題		
17	治療又は健康づくりの一環としての給食の果たす機能								課題への対応		
18	給食の運営組織		給食委員会	有（ 回／年） ・ 無			22	担当者（電話番号）	部署 職名 氏名		
			委員	1 管理者 2 管理栄養士 3 調理員 4 その他（ ）							

(注) 1 4、6、7、14、15及び19の欄以外は、本年5月31日現在の状況を記入してください。

2 2、6、8、10の(1)、11から13まで、15及び18から20までの欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 栄養士にあっては免許証の写し（管理栄養士の資格を有する者にあっては、その免許証の写し）を添えてください。ただし、すでに管理者から提出されたものについては、必要ありません。

4 給食施設に変更があった場合は、平面図を添えてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第 8号様式の 2を削る。

第 9号様式を次のように改める。

第 9号様式（表）

特 定 給 食 施 設 状 況 報 告 書

（矯正施設・自衛隊の施設・一般給食センター・その他の施設用）

年　　月　　日

（宛先）名古屋市　　保健所長

施 設 所 在 地
（ 電 話 番 号 ）
施 設 名
報 告 者
職 氏 名

名古屋市健康増進法施行細則第 6条の規定により、次のとおり報告します。

1	給食施設設置者職氏名	職名　　氏名							7	食品構成（1人1日当たり）	食品群		使用量g（5月分平均）		食品構成基準 g	過不足率 %
	給食施設管理者職氏名	職名　　氏名									穀類	米類				
	給食管理者職氏名	職名　　氏名										小麦類				
2	給食施設の種類	1 矯正施設　2 自衛隊の施設 3 一般給食センター　4 その他（　　）										その他の穀類				
3	給食対象者数	人									芋類	じゃが芋				
4	給食数、食材料費及び給食時間（5月分平均）	朝食	食	円	時 分～ 時 分							その他の芋類				
		昼食	食	円	時 分～ 時 分						砂糖類					
		夕食	食	円	時 分～ 時 分						油脂類					
		その他（　）	食	円	時 分～ 時 分						豆類	大豆				
		計	食	円								大豆製品				
5	身体活動レベル	身体活動レベル	性別	～歳	～歳	～歳	～歳	～歳	計			その他の豆類				
		低い	男								魚介類	生物				
			女									干物				
		普通	男									加工品				
			女								肉類	精肉				
		高い	男									加工品				
			女								卵類					
		計									乳類	乳				
6	栄養摂取量（1人1日当たり）	特定の給食の報告	有 ・ 無									脱脂粉乳				
		特定の給食の内容										乳製品				
		熱量及び栄養成分	給与栄養量（5月分平均）		給与栄養目標量		過不足率				緑黄色野菜類					
		エネルギー	kcal		kcal		%				その他の野菜類					
		たんぱく質	g		g		%				果実類					
		脂質	g		g		%				海藻類					
		ナトリウム（食塩相当量）	mg（ g）		mg（ g）		%				野菜漬物類					
		カリウム	mg		mg		%				菓子類					
		カルシウム	mg		mg		%		8	給食の運営方式	直営 ・ 委託					
		鉄	mg		mg		%		9	受託者（委託給食の場合）	所在地（電話番号）					
		ビタミンA	μg		μg		%				受託者名					
		ビタミンB_1	mg		mg		%				担当者（電話番号）	部署　職名　氏名				
		ビタミンB_2	mg		mg		%				契約内容					
		ビタミンC	mg		mg		%									
		食物繊維	g		g		%									
		たんぱく質エネルギー比	%		%		%									
		脂質エネルギー比	%		%		%									
		炭水化物エネルギー比	%		%		%									
		給与栄養量の算出方法														

(裏)

<table>
<tr><td rowspan="10">10</td><td rowspan="10">給食従事者</td><td rowspan="7">(1)
栄養士</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td><td>勤　務　状　況</td><td>勤務日数</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td></td><td>管　年
栄　月</td><td>職員・常勤・専任
委託・非常勤・兼任</td><td>／月</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)
調理師</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td><td>氏　名</td><td>免許取得年月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月</td><td></td><td>年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3)
その他</td><td>職　種</td><td>事　務　員</td><td>調理従業員</td><td>臨時従業員</td></tr>
<tr><td>従事人数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td>11</td><td>献立表</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td>12</td><td>給食利用率
(5月分の実績)</td><td colspan="4">％(　人／　人)</td></tr>
<tr><td>13</td><td>給食の献立
(5月分の実績)</td><td colspan="4">1　単一献立(　食)
2　複数献立(　種類　食)
3　単品料理(　種類　食)
4　選択食(カフェテリア方式)
主食(　種類　食)　主菜(　種類　食)
副菜(　種類　食)　その他(　種類　食)</td></tr>
<tr><td>14</td><td>量の調整</td><td>主食の量</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">調　査</td><td>副食の量</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td>嗜好調査</td><td colspan="3">有　・　無
前年度分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>残菜調査</td><td colspan="3">有　・　無
5月分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>16</td><td>給食の位置付け</td><td colspan="4">利用者個々の食事摂取量調査　有　・　無
前年度分の実績(延　回)</td></tr>
<tr><td>17</td><td>健康づくりの一環としての給食の果たす機能</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>18</td><td>給食の運営組織</td><td>給食委員会</td><td colspan="3">有(　回／年)　・　無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>委　員</td><td colspan="3">1　管理者　2　管理栄養士
3　調理員　4　その他(　)</td></tr>
<tr><td rowspan="10">19</td><td rowspan="10">栄養指導</td><td>個別指導</td><td colspan="2">有　・　無
前年度分の実績(延　人)
5月分の実績(延　人)</td></tr>
<tr><td>集団指導</td><td colspan="2">有　・　無
前年度分の実績(　回　延　人)
5月分の実績(　回　延　人)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">健康又は栄養に関する情報の提供</td><td colspan="2">有　・　無
内容及び媒体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定の目的を有する献立</td><td colspan="2">有　・　無
内容</td></tr>
<tr><td rowspan="4">20</td><td rowspan="4">災害対策</td><td>マニュアルの作成</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常用献立表</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常用食糧</td><td>有　・　無
(　人分を　日分)</td></tr>
<tr><td>非常用食糧の保管場所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">21</td><td rowspan="3">栄養管理</td><td>栄養管理に関する課題</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">課題への対応</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>担当者
(電話番号)</td><td colspan="2">部署　　職名　　氏名</td></tr>
</table>

(注)　1　4、6、7、12、13、15及び19の欄以外は、本年　5月31日現在の状況を記入してください。

2　2、6、8、10の(1)、11、13から15まで及び18から20までの欄は、該当するものを○で囲んでください。

3　栄養士にあっては免許証の写し(管理栄養士の資格を有する者にあっては、その免許証の写し)を添えてください。ただし、すでに管理者から提出されたものについては、必要ありません。

4　給食施設に変更があった場合は、平面図を添えてください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

附　則

1　この規則は、平成27年 1月 1日から施行する。ただし、第 9条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市健康増進法施行細則（以下「新規則」という。）第 6条及び第 7号様式から第 9号様式までの規定は、平成27年 1月 1日以後に実施した給食から適用し、同日前に実施した給食については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市健康増進法施行細則の規定に基づいて提出されている届は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第 107 号

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第６号中「消化器腫瘍センター」の次に「、脊椎センター」を加え、「臨床工学室長」を「臨床工学室の室長及び副室長」に改める。

附　則

この規則は、平成27年１月１日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第 108 号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第 2 条　条例第 6 条第 4 号に規定する市長が定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者同行休業の承認を受けた職員が、当該配偶者同行休業を開始する日の前日までに、条例第 2 条第 1 項に規定する勤務成績その他の事情を考慮して総務局長が定める事由に該当することとなったこと。

(2) 地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第15条第 1 項に規定する企業職員が配偶者同行休業をしている場合において、当該企業職員が職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条第 2

号の規定による特別休暇に相当する休暇を受けることとなったこと。

（届出）

第３条　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 条例第６条第１号に掲げる事由に該当することとなった場合

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

２　職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第６条中第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7) 給与期間中に職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第２条第１項（同条例第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認を受けた期間があったとき。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正）

３　初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項中「、休職」の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第２条第１項（同条例第５条第３項において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。

別表第８休職期間等換算表中11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、９の項を10の項とし、８の項の次に次のように加える。

9　配偶者同行休業の期間	2分の1以下

（技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正）

4　技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、休職」の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。

別表第5中休職期間等換算表9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7　配偶者同行休業の期間	2分の1以下

（初任給調整手当規則の一部改正）

5　初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、又は」を「、若しくは」に、「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「ものが」の次に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をし、若しくは」を、「当該派遣の期間」の次に「、当該配偶者同行休業の期間」を加える。

（期末手当及び勤勉手当規則の一部改正）

6　期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(10)　配偶者同行休業職員（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。）

第7条第2項第2号中「第3条第8号」の次に「又は第10号」を加える。

第9条第2号中「又は第8号」を「、第8号又は第10号」に改め、同条第4号中「及び」を「又は」に改める。

第11条第２項第１号中「及び第８号に掲げる」を「、第８号又は第10号の」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正）

７　職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第２条及び第３条を次のように改める。

（届出）

第２条　育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

第３条　削除

第３条の２第１項第２号イ中「及び第３号」を「、第３号、第８号又は第10号」に改め、同号ウを削る。

（職員退職手当条例施行規則の一部改正）

８　職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第１条の３の次に次の１条を加える。

第１条の４　条例第２条第７号に規定する「市長が特に必要と認めた職員」とは、本市の事業の実施に際し、本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずると市長が定めるもの（以下この条及び第７条において「国等」という。）との緊密な連携を図る必要があると市長が認めて、国等の職員となるため本市を退職する職員とする。

第４条の２第２号中「限る。）」の次に「又は配偶者同行休業」を加える。

第７条中「国等の職員が、引き続き職員となった場合（市長が特に必要と認めた場合に限る。）」を「市長が特に必要と認めた場合」に、「国」を「国等」に、「（これに相当する職員として市長が認めるものを含む。）を招へい」を「を採用」に改める。

（被服貸与規則の一部改正）

9　被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項ただし書中「又は」の次に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をし、若しくは」を加える。

名古屋市告示第 735号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成26年12月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第736号

名古屋都市計画臨港地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、名古屋都市計画臨港地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）において一般の縦覧に供します。

平成26年12月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画臨港地区　名古屋港臨港地区

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 737号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年12月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　許可年月日及び許可番号
平成26年 2月17日　25指令住開指第 221号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
名古屋市西区山木二丁目 1番 6、 1番 7、 2番 1、 3番 1、 4番 3、 5番 3、51番及び52番

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市中区新栄二丁目19番 6号
ミサワホーム東海株式会社
代表取締役　齋藤政行

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 738号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

医　療　機　関　名	所　　在　　地	指　定　年　月　日
医療法人貴友会あおい在宅診療所	名古屋市西区樋の口町 1番15号	平成26年10月 1日
栄セントラル耳鼻科	名古屋市中区栄三丁目27番 5号	平成26年12月 1日
オレンジクリニック	名古屋市昭和区檀渓通 1丁目36番地	平成26年11月10日
むぎしまファミリークリニック	名古屋市昭和区前山町 1丁目 5番地	平成26年11月13日
可知デンタル・クリニック	名古屋市東区代官町 1番 5号	平成26年12月 1日
こんどう歯科医院	名古屋市中村区道下町 1丁目26番地	平成26年11月10日

ゆかデンタルクリニック	名古屋市中川区供米田二丁目 106番地	平成26年 9月 1日
うえのだ歯科	名古屋市緑区池上台一丁目 172番地	平成26年10月 1日
南山堂薬局高見店	名古屋市千種区高見一丁目 1番11号	平成26年12月 1日
なでしこ薬局	名古屋市中村区元中村町 3丁目 2番地	平成26年11月 1日
くるみ調剤薬局かわな店	名古屋市昭和区前山町 1丁目 2番地	平成26年11月 1日
日本調剤名市大前薬局	名古屋市昭和区陶生町 1丁目 8番地の 2	平成26年11月 1日
ウエルシア薬局名古屋元塩町店	名古屋市南区元塩町 5丁目 6番地	平成26年11月 1日
エンゼル薬局名東店	名古屋市名東区猪子石二丁目 201番地の 1	平成26年11月 1日
スギ薬局引山店	名古屋市名東区引山二丁目 110番地	平成26年12月 1日
ケアーズふくろう訪問看護サービス	名古屋市東区東大曽根町48番 3号	平成26年11月21日
カルミア訪問看護事業所	名古屋市西区稲生町 5丁目22番地	平成26年10月 1日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション名古屋緑	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山93番地の22	平成26年11月 1日
訪問看護ステーションえくぼ	名古屋市天白区野並二丁目 431番地	平成26年11月 1日
訪問看護ほほえみ	名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の 1	平成26年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第号 739号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

医　療　機　関　名		医療法人生寿会新栄クリニック
所　在　地	旧	名古屋市中区新栄三丁目 7番12号
	新	名古屋市中区新栄三丁目 7番13号
変　更　年　月　日		平成26年10月 6日

医　療　機　関　名		メイリン薬局
所　在　地	旧	名古屋市東区出来町一丁目10番19号
	新	名古屋市東区出来町一丁目10番23号
変　更　年　月　日		平成26年 5月 7日

医　療　機　関　名		訪問看護ステーションひかり
所　在　地	旧	名古屋市西区上小田井二丁目 104番地
	新	名古屋市西区上小田井二丁目 148番地
変　更　年　月　日		平成26年 8月 4日

医　療　機　関　名		訪問看護ステーション瑞月
所　在　地	旧	名古屋市天白区向が丘三丁目1012番地
	新	名古屋市天白区中平四丁目 311番地
変　更　年　月　日		平成26年 8月20日

医　療　機　関　名		こま訪問看護ステーション
所　在　地	旧	名古屋市天白区高島一丁目1001番地の 9
	新	名古屋市天白区平針二丁目1104番地
変　更　年　月　日		平成26年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 740号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
あおい在宅診療所	名古屋市西区樋の口町 1番15号	平成26年10月 1日
医療法人中村皮膚科	名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目10番地	平成26年 9月30日
うえのだ歯科	名古屋市緑区池上台一丁目 172番地	平成26年10月 1日
なでしこ薬局	名古屋市中村区元中村町 3丁目 2番地	平成26年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 741号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　あん摩・マッサージ

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
楽生鍼灸マッサージ院 橋本　二郎	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の 1	平成26年11月 4日
のぞみはり灸院 大井　憲章	名古屋市中川区東中島町 3丁目77番地の 1	平成26年11月19日
熊谷鍼灸マッサージ治療院 熊谷　圭祐	名古屋市天白区音聞山1321番地	平成26年11月 1日
はり・きゅう・マッサージそら 高田　宗明	名古屋市天白区荒池一丁目1108番地	平成26年11月 8日

2　柔道整復

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
ちとせ鍼灸整骨院 宮原　大輔	名古屋市熱田区千年一丁目1701番	平成26年11月21日
ちとせ鍼灸整骨院 立川　正	名古屋市熱田区千年一丁目1701番	平成26年11月21日

3　はり・きゅう

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
楽生鍼灸マッサージ院 橋本　二郎	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の 1	平成26年11月 4日
ちとせ鍼灸整骨院 小倉　章子	名古屋市熱田区千年一丁目1701番	平成26年11月21日
ちとせ鍼灸整骨院 宮原　大輔	名古屋市熱田区千年一丁目1701番	平成26年11月21日
オカダ壮快堂治療室 岡田　直巳	名古屋市中川区清川町 3丁目 1番地の57	平成26年 7月 1日

のぞみはり灸院 大井　憲章	名古屋市中川区東中島町 3丁目77番地の 1	平成26年11月19日
熊谷鍼灸マッサージ治療院 熊谷　圭祐	名古屋市天白区音聞山1321番地	平成26年11月 1日
はり・きゅう・マッサージそら 高田　宗明	名古屋市天白区荒池一丁目1108番地	平成26年11月 8日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 742号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 743号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、平成27年 1月15日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の変更案に対し異議がある者は、平成27年 1月15日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成26年12月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区西茶屋三丁目 126番 1

名古屋市港区東茶屋四丁目 156番

名古屋市港区西茶屋三丁目 255番

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由

の縦覧期間

平成26年12月16日から平成27年 1月15日まで

3　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第744号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営大須駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　　西　川　光　一

2　指定の期間　　平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第745号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第４項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備　　考
公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	名古屋市中村区亀島二丁目１番１号	平成26年１月１日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第746号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第４項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備　　考
社会福祉法人あさみどりの会	名古屋市千種区新池町一丁目18番地の２	平成26年１月１日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 747号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設等の名称
駐車場（久屋大通公園）

2　変更内容
(1) 平成26年12月19日の供用時間について、午前零時から午前10時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては、供用しない。）に変更します。ただし、入庫は取り扱わず、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前10時までとします。
(2) 平成26年12月20日から同月25日までを供用しない日に変更します。
(3) 平成26年12月26日の供用時間について、正午から午後12時までに変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 748号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
可知デンタル・クリニック	名古屋市東区代官町 1番 5号	平成26年12月 1日
スマイル薬局たかみち店	名古屋市中村区高道町 5丁目 3番23号	平成26年12月 1日

2　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
いりなか調剤薬局	名古屋市昭和区隼人町12番地の15	平成26年11月18日

3　介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
レインボー薬局宝神店	名古屋市港区宝神三丁目2107番地の 2	平成26年 5月13日

4　通所介護及び介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
デイサービスセンターせせらぎ	名古屋市中川区法華一丁目 202番地	平成26年 4月 1日

5　認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
和みの家デイサービス	名古屋市瑞穂区初日町 1丁目30番地の11	平成26年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 749号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の２第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

通所介護及び介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	休止年月日
通所介護事業所エルスリー名古屋南	名古屋市南区宝生町 4丁目 7番地の 1	平成26年12月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 750号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
ヘルパーステーションすずらん	名古屋市北区西志賀町 1丁目62番地の 2	平成26年 9月 1日

2　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
あおい在宅診療所	名古屋市西区樋の口町 1番15号	平成26年 9月30日
うえのだ歯科	名古屋市緑区池上台一丁目 172番地	平成26年 9月30日

3　通所介護及び介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
生活リハビリデイセンターアビリティーズ守山	名古屋市守山区守山三丁目11番28号	平成26年11月22日

4　福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
阪神調剤薬局池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成26年12月 6日

5　居宅介護支援事業

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
居宅介護支援事業所ふわふわ	名古屋市北区萩野通 1丁目18番地の10	平成26年12月 5日
支援センターひらばり	名古屋市天白区平針一丁目 106番地	平成26年10月31日

6　特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
阪神調剤薬局池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成26年12月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 751号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の２第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

名　　称		つくしケアサービスみなみ
所　在　地	旧	名古屋市南区北頭町 3丁目 9番地の10
	新	名古屋市南区塩屋町 3丁目 5番地の 1
変　更　年　月　日		平成26年11月 1日

名　　称	旧	ヘルパーステーション竜泉寺
	新	訪問介護アルク
所　在　地		名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地
変　更　年　月　日		平成26年12月 1日

名　　称		こまヘルパーステーション
所　在　地	旧	名古屋市天白区高島一丁目1001番地の 9
	新	名古屋市天白区平針二丁目1104番地
変　更　年　月　日		平成26年 8月 1日

2　訪問看護及び介護予防訪問看護

名　　称		訪問看護ステーションひかり
所　在　地	旧	名古屋市西区上小田井二丁目 104番地
	新	名古屋市西区上小田井二丁目 148番地
変　更　年　月　日		平成26年 8月 4日

名　　称	旧	訪問看護ステーションかかりつけナース名古屋
	新	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名古屋
所　在　地		名古屋市中区松原三丁目 4番27号
変　更　年　月　日		平成26年11月 2日

名　　称		訪問看護ステーションリーフ
所　在　地	旧	名古屋市天白区天白町大字野並字相生28番地の40
	新	名古屋市天白区原五丁目1401番地
変　更　年　月　日		平成26年 7月20日

名　　称		こま訪問看護ステーション
所　在　地	旧	名古屋市天白区高島一丁目1001番地の 9
	新	名古屋市天白区平針二丁目1104番地
変　更　年　月　日		平成26年 4月 1日

名　　称		訪問看護ステーション瑞月
所　在　地	旧	名古屋市天白区向が丘三丁目1012番地
	新	名古屋市天白区中平四丁目 311番地
変　更　年　月　日		平成26年 8月20日

3　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

名　　称		とみやす整形外科クリニック
所　在　地	旧	名古屋市守山区中新20番14号
	新	名古屋市守山区小幡常燈 1番 3号
変　更　年　月　日		平成26年10月14日

4　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

名　　称		メイリン薬局
所　在　地	旧	名古屋市東区出来町一丁目10番19号
	新	名古屋市東区出来町一丁目10番23号
変　更　年　月　日		平成26年 5月 7日

名　　称		とみやす整形外科クリニック
所　在　地	旧	名古屋市守山区中新20番14号
	新	名古屋市守山区小幡常燈 1番 3号
変　更　年　月　日		平成26年10月14日

5　通所介護及び介護予防通所介護

名　　称	旧	アクリハ都通
	新	リハプライド千種
所　在　地		名古屋市千種区豊年町 3番18号
変　更　年　月　日		平成26年11月 1日

6　福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

名　　称		フランスベッド株式会社メディカル名古屋営業所
所　在　地	旧	名古屋市千種区大久手町 6丁目17番地の 6
	新	名古屋市千種区千種通 5丁目 8番地
変　更　年　月　日		平成26年12月 1日

7　居宅介護支援事業

名　　称		山田指定居宅介護支援事業所
所　在　地	旧	名古屋市西区上小田井一丁目 254番地
	新	名古屋市西区上小田井二丁目 104番地の 1
変　更　年　月　日		平成26年 8月 4日

名　　称		ケアプランコマ
所　在　地	旧	名古屋市天白区高島一丁目1001番地の 9
	新	名古屋市天白区高島一丁目 932番地
変　更　年　月　日		平成26年 4月 1日

8　特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

名　　称		フランスベッド株式会社メディカル名古屋営業所
所　在　地	旧	名古屋市千種区大久手町 6丁目17番地の 6
	新	名古屋市千種区千種通 5丁目 8番地
変　更　年　月　日		平成26年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 752号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
特別養護老人ホーム二方の郷	名古屋市西区二方町15番地	平成26年10月23日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第753号

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、大府市と行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定を締結しましたので、同法第19条第5項の規定により公示します。

平成26年12月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と大府市（以下「乙」という。）は、行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定を次のように締結する。

1　次に掲げる道路の区間は、甲をもって管理者とする。

路線名	区　　間
名古屋市道 清水山第9号線 清水山第67号線	名古屋市緑区桶狭間切戸2001番1地先から 名古屋市緑区桶狭間切戸2112番地先まで
大府市道 第4313号線	大府市共栄町2丁目173番1地先から 大府市共栄町2丁目125番1地先まで
名古屋市道 定納山第7号線	名古屋市緑区定納山一丁目2105番地先から 名古屋市緑区定納山一丁目37番地先まで

大　府　市　道 第　１００１号　線	大府市共和町子安７番地先から 大府市共和町子安５番地先まで

2　次に掲げる道路の区間は、乙をもって管理者とする。

路線名	区　　間
名古屋市道 定納山第48号線	名古屋市緑区定納山二丁目49番地先から 名古屋市緑区定納山二丁目49番地先まで （大府市共和町宮前５番地先から 大府市共和町児子廻間16番206地先まで）
名古屋市道 大高南第91号線	名古屋市緑区大高町字船人ケ池18番４地先から 名古屋市緑区大高町字船人ケ池７番４地先まで
大　府　市　道 第　１２４４　号　線	大府市共和町茶屋275番地先から 大府市共和町茶屋47番351地先まで

3　軽易な維持、修繕（局部的路面補修、清掃、除草等をいう。）の費用は、管理するものの負担とする。ただし、改築等前記以外の工事等に要する費用の負担は甲及び乙が別に協議して定めるものとする。

4　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附　則

1　この協定は、平成26年10月14日から施行する。

2　平成24年４月１日締結した行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定は、平成26年10月13日限りで廃止する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第７５４号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	瀬古屋敷２号線	名古屋市守山区瀬古東一丁目1801番地先から	前	0.014	平均 5.00	附図
			名古屋市守山区瀬古東一丁目1801番地先まで	後	0.014	4.37	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附　図

凡　例

区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 755号

名古屋市後期高齢者医療保険料の徴収の事務を私人に委託する件について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 114条の規定に基づき、名古屋市後期高齢者医療保険料の徴収の事務を私人に委託しましたので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第 318号）第33条第 1項の規定に基づき告示します。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託の相手方

東京都江東区豊洲三丁目 3番 3号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表取締役社長　岩本　敏男

2　委託開始日

平成26年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部医療福祉課

名古屋市達第45号

区　　役　　所
区 役 所 支 所

区役所処務規程等の一部を次のように改正する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

（区役所処務規程の一部改正）

第１条　区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項区民福祉部福祉課の項第12号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正）

第２条　区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項区民福祉部福祉課福祉係の項第14号及び同課主査（障害）の項第７号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（名古屋市区役所支所処務規程の一部改正）

第３条　名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項区民福祉課福祉係の項第９号及び同課主査（障害）の項第６号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附　則

この達は、平成27年１月１日から施行する。

名古屋市達第46号

庁　中　一　般
区　　役　　所

副市長以下代決規程及び区長以下代決規程の一部を次のように改正する。

平成26年12月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

（副市長以下代決規程の一部改正）

第１条　副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

別表第１人事・服務関係の表第28号中「育児休業」を「配偶者同行休業、育児休業」に改める。

別表第２子ども青少年局主管部長の項中第11号を第14号とし、第７号から第10号までを３号ずつ繰り下げ、第６号を削り、第５号を第８号とし、同号の次に次の１号を加える。

9	児童福祉法施行規則第７条の10による指定医の指定に関すること。

別表第２子ども青少年局主管部長の項第４号の次に次の３号を加える。

5	児童福祉法第19条の２による小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。
6	児童福祉法第19条の３、第19条の５又は第19条の６による医療費支給認定に関すること。
7	児童福祉法第19条の９による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。

（区長以下代決規程の一部改正）

第２条　区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように

改正する。

別表第１人事・服務関係の表第17号中「育児休業」を「配偶者同行休業、育児休業」に改める。

別表第３福祉課長の項第17号及び同表区民福祉課長の項第19号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附　則

この達は、平成27年１月１日から施行する。ただし、第１条中別表第１の改正規定及び第２条中別表第１の改正規定は、発布の日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市人事委員会委員長　　栢　森　新　治

名古屋市人事委員会規則第９号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第６条の２中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(1) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第２条第１項（同条例第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市人事委員会委員長　　栢　森　新　治

名古屋市人事委員会規則第10号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第５条中第39号を第40号とし、第32号から第38号までを１号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の１号を加える。

(32)　職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）に基づき、外国に滞在する配偶者と生活を共にするために休業するとき　配休

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

名古屋市人事委員会委員長　　栢　森　新　治

名古屋市人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「場合（」の次に「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第７条第１項第１号並びに」を加え、同条第２項中「場合（」の次に「配偶者同行休業条例第７条第１項第１号並びに」を加え、同条第４項中「育休法第６条第１項第１号」を「配偶者同行休業条例第７条第１項第１号又は育休法第６条第１項第１号」に、「育児休業代替任期付職員」を「育児休業等代替任期付職員」に改める。

第11条第２項、第21条第２項及び第44条の４（見出しを含む。）中「育児休業代替任期付職員」を「育児休業等代替任期付職員」に改める。

別表第２段階別職位表８医事職の表部長段階の項中

「西部医療センター病院消化器腫瘍センター長」を
「西部医療センター病院消化器腫瘍センター長
西部医療センター病院脊椎センター長　　」に改める。

別表第２段階別職位表13医療技術職の表課長段階の項中

「東部医療センター病院
中央検査科
技師長
中央放射線部
技師長
臨床工学室
副室長　　」

「東部医療センター病院
中央検査科
技師長　　を
中央放射線部
技師長　　」

に改め、同表備考４中

「健康福祉局健康部保健医療課主査」を「病院局東部医療センター病院臨床工学室副室長及び健康福祉局健康部保健医療課主査」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、西部医療センター病院脊椎センター長及び東部医療センター病院臨床工学室副室長に係る改正規定は、平成27年１月１日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成26年12月17日から２週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成27年１月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区　名	町　　名	字　・　丁　目	摘　要	
北　区	上飯田西町	３丁目	一部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局名城水処理センター
中村区	烏　　森　　町	２丁目　３丁目	〃	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局岩塚水処理センター
港　区	秋葉三丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	川園二丁目		〃	〃
	川園三丁目		〃	〃
	西茶屋二丁目		〃	〃
	西茶屋三丁目		〃	〃
	西茶屋四丁目		〃	〃

	東茶屋二丁目		〃	〃
	東茶屋三丁目		〃	〃
	東茶屋四丁目		〃	〃
	藤高一丁目		〃	〃
	藤高二丁目		〃	〃
南区	源兵衛町	5丁目	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田水処理センター
	三吉町	5丁目　6丁目	〃	〃
守山区	大森八龍一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	大森八龍二丁目		〃	〃
	下志段味	吉田	〃	〃
緑区	滝ノ水四丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター

3　供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	北区　中村区　南区
分流式	港区　守山区　緑区

排水施設の位置図

北区（合流式）

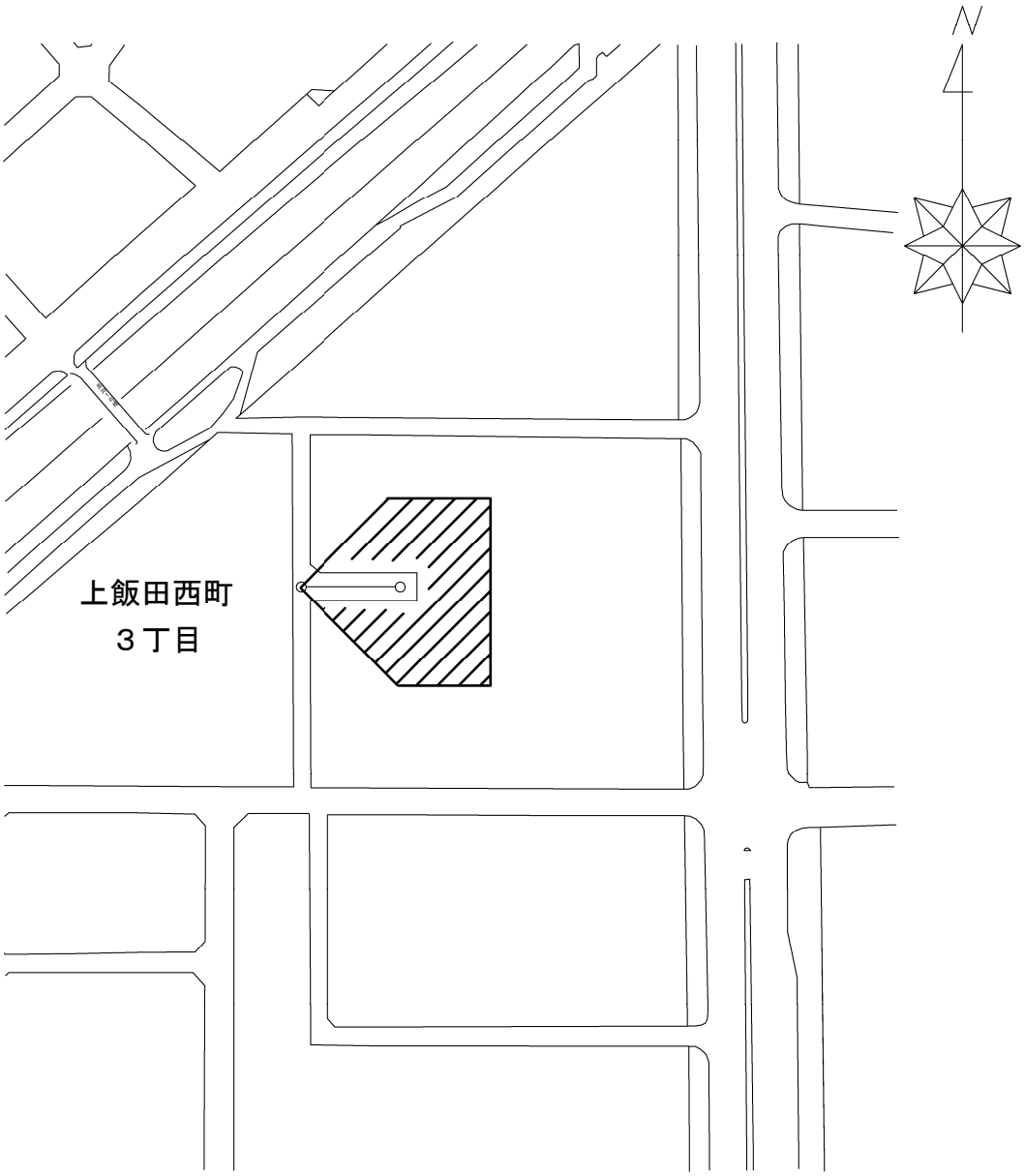

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中村区（合流式）

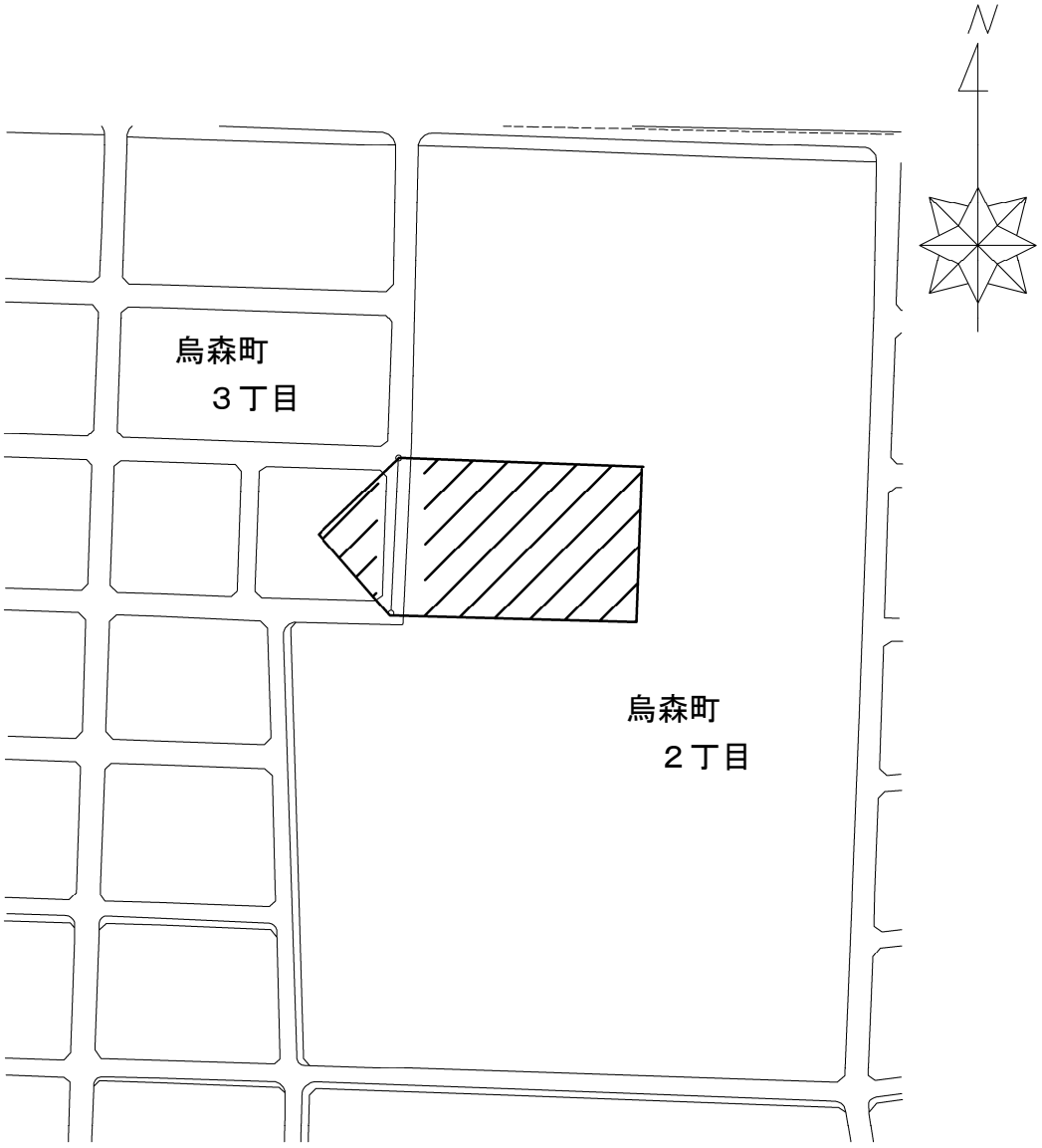

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．１

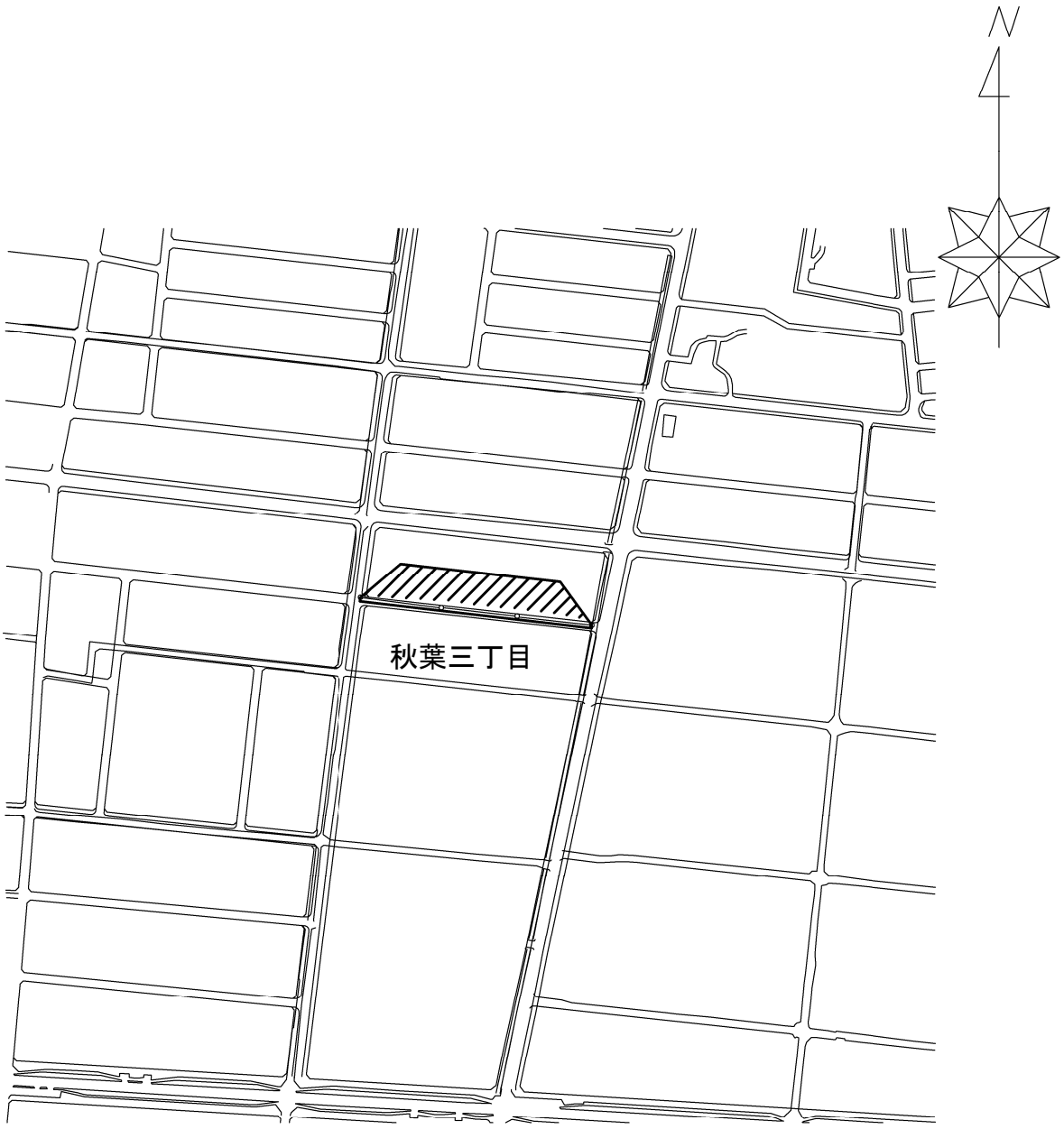

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．２

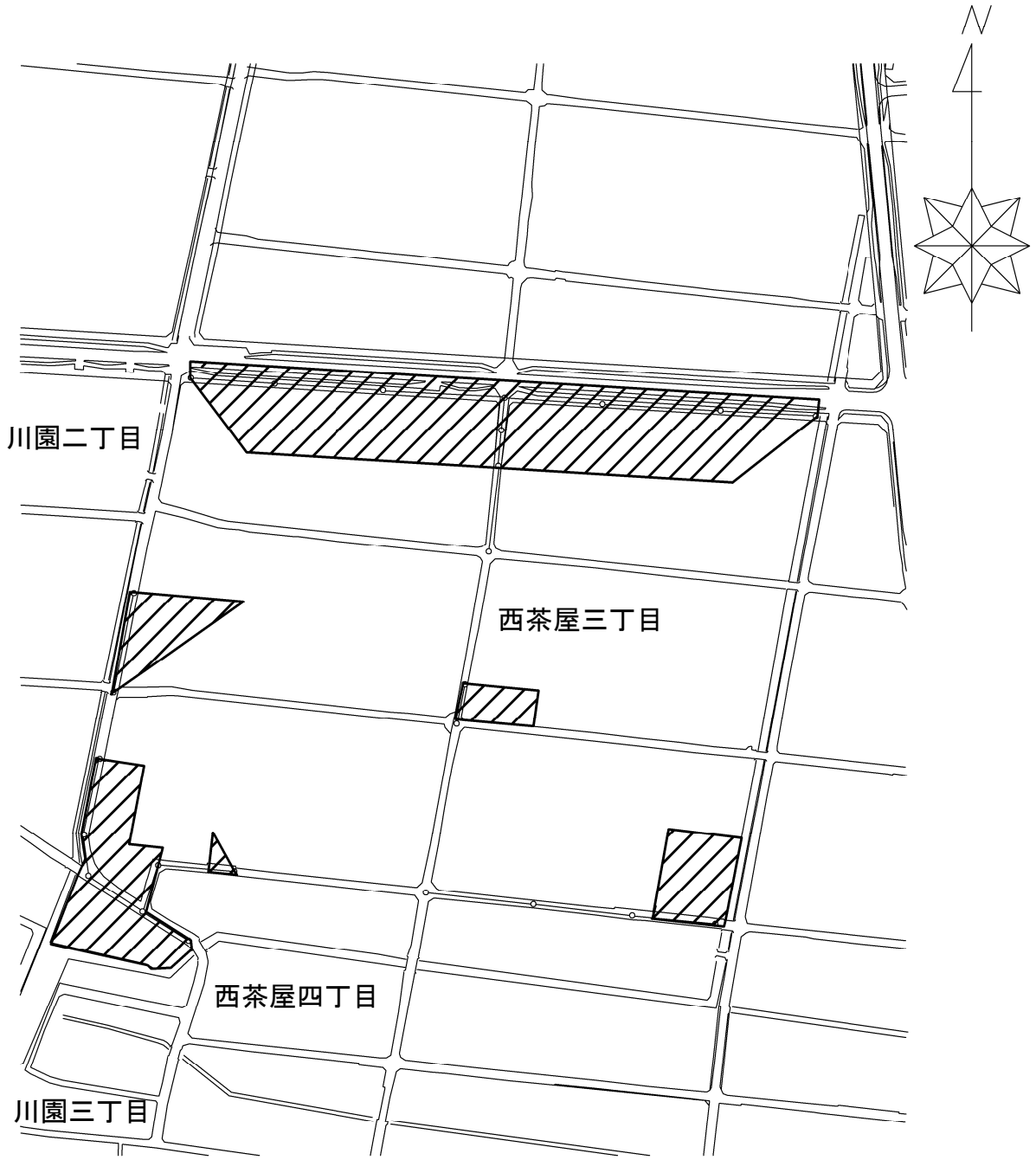

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．３

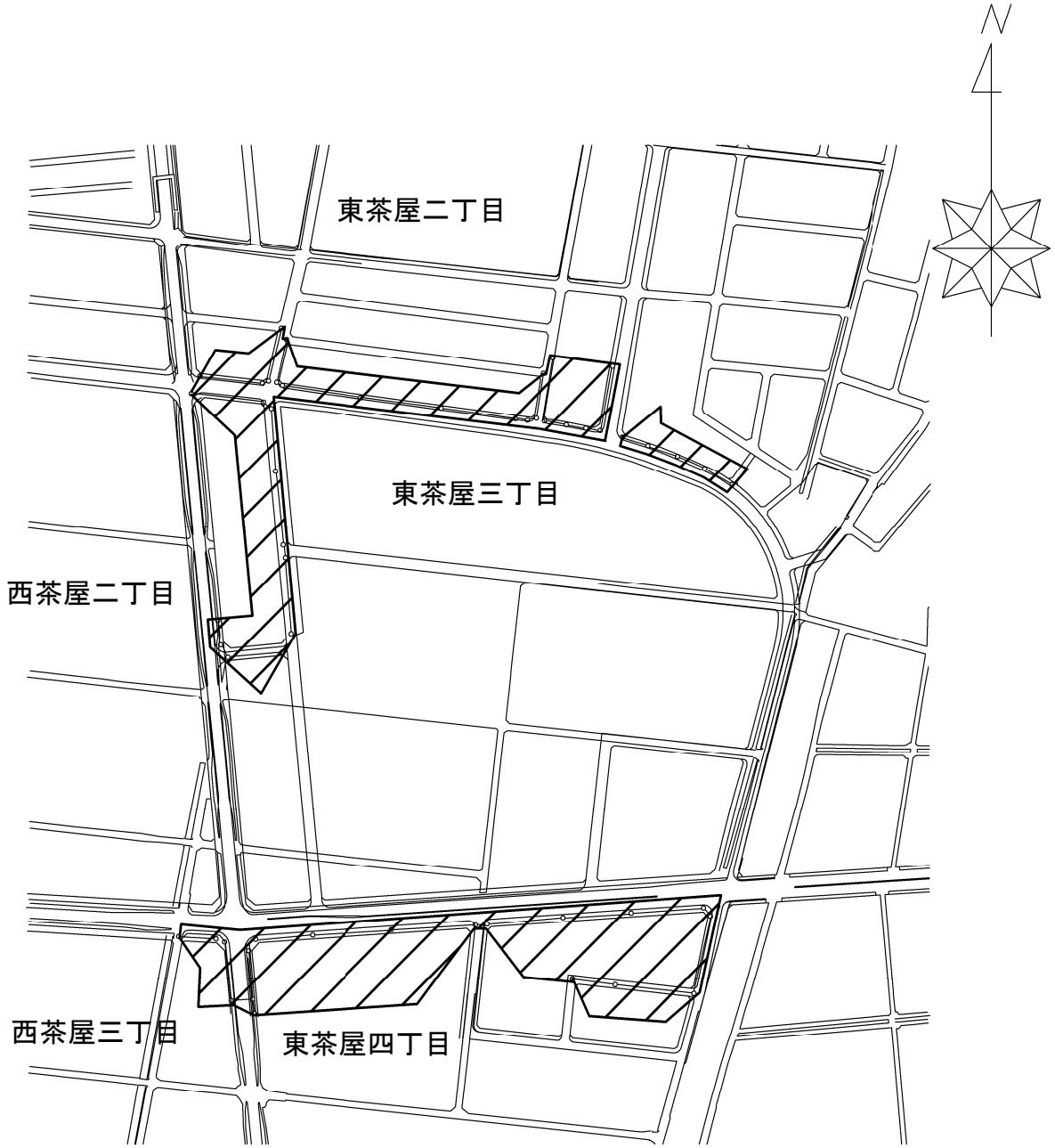

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）Ｎｏ．４

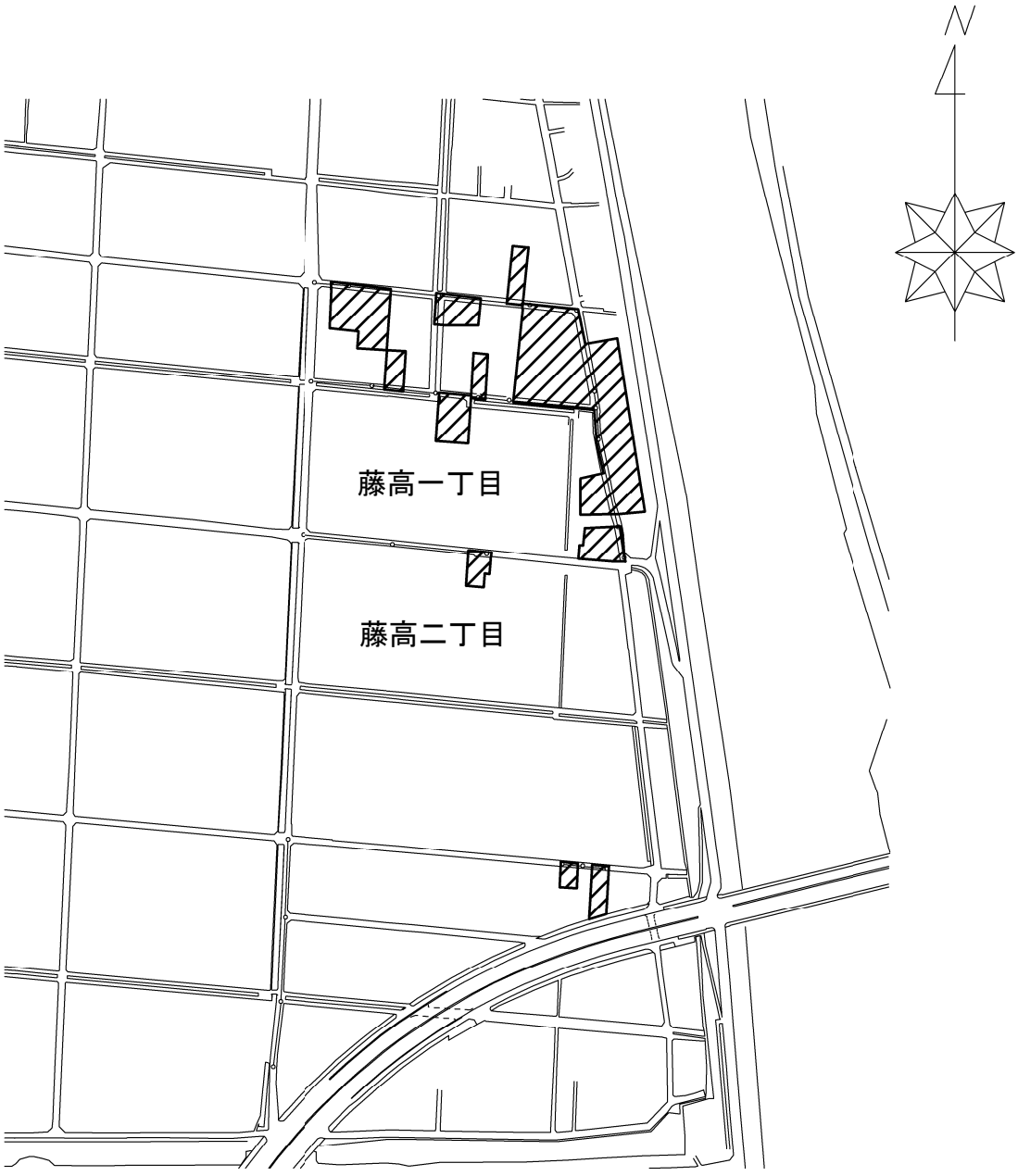

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

南区（合流式）

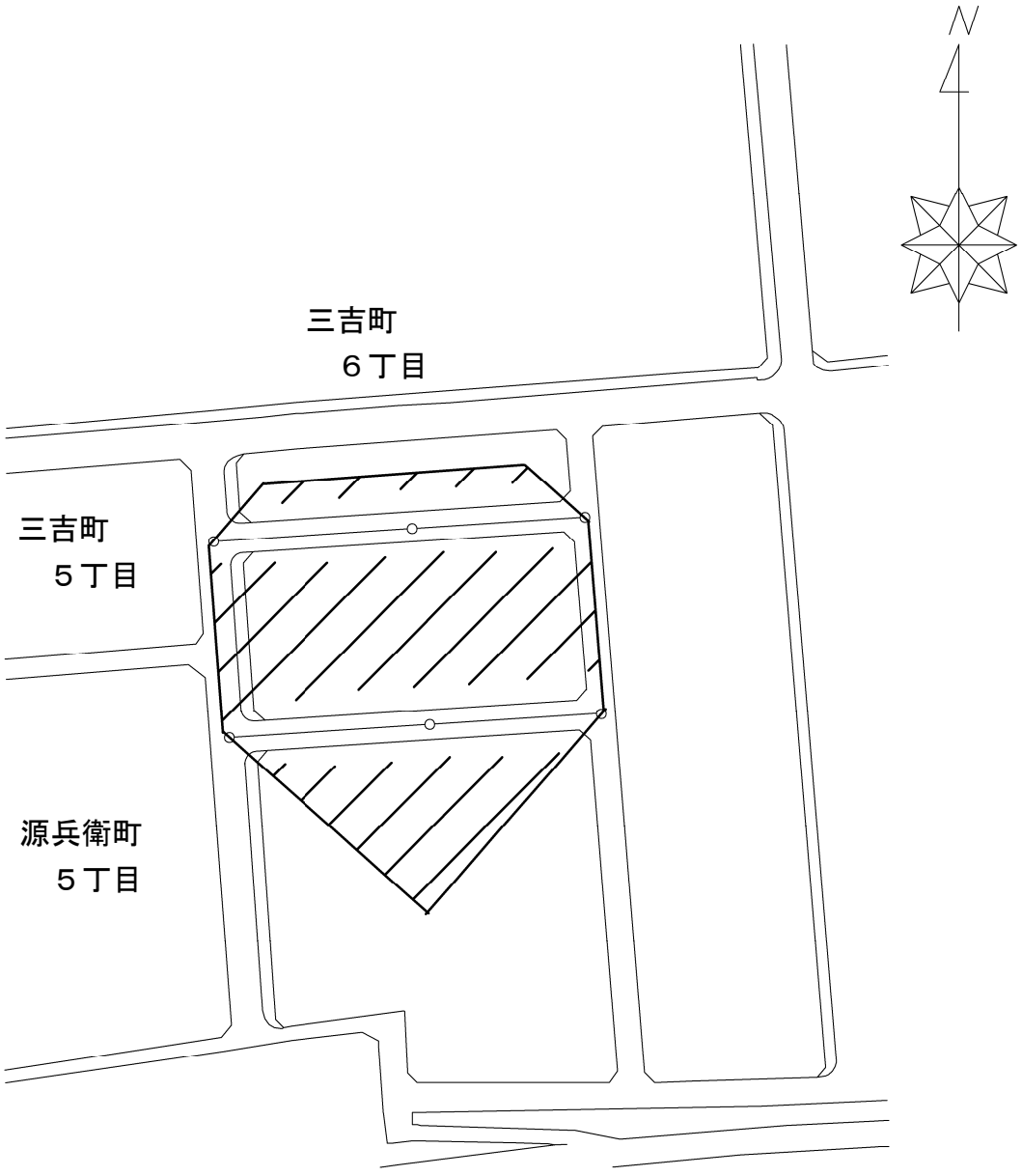

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）Ｎｏ．１

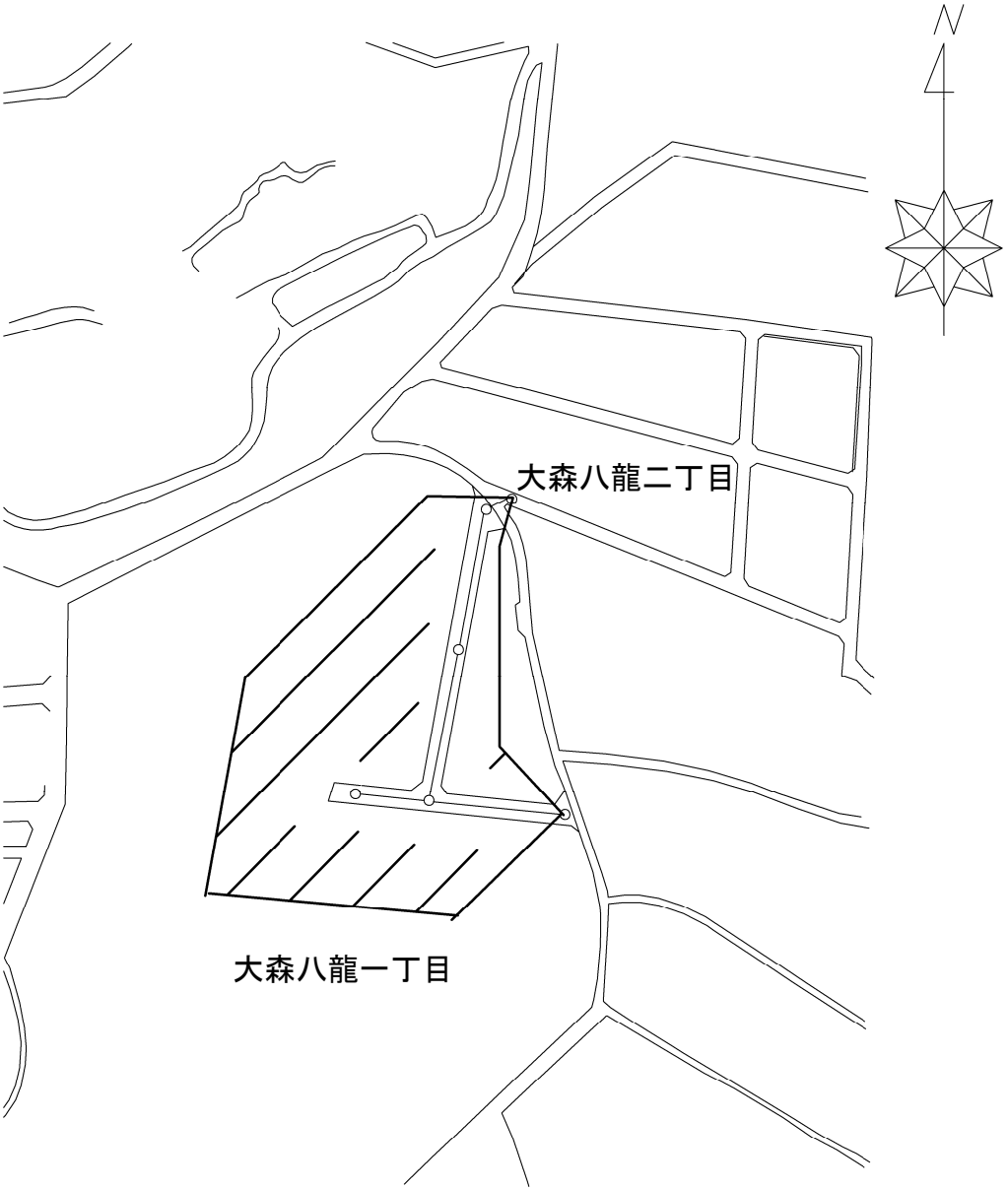

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）Ｎｏ．２

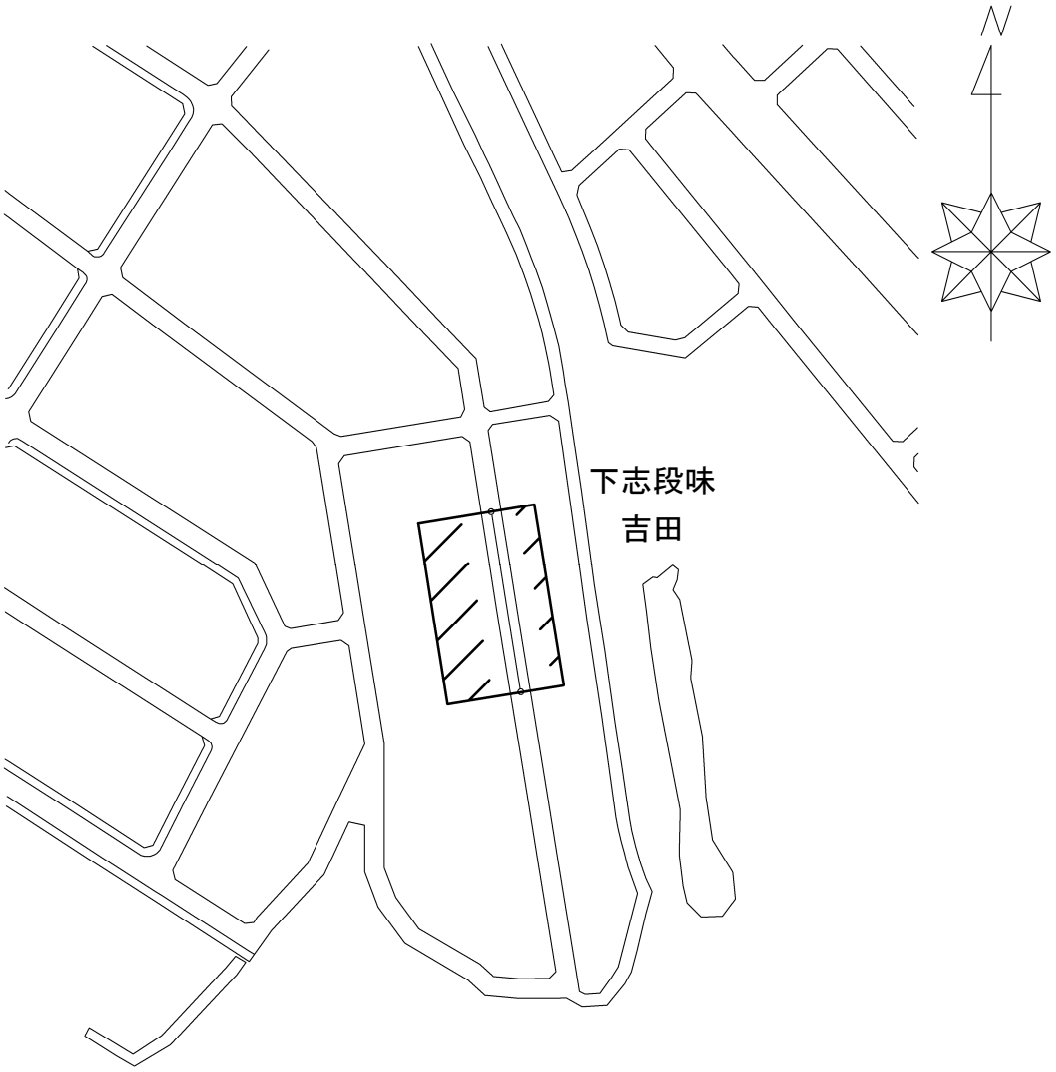

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）

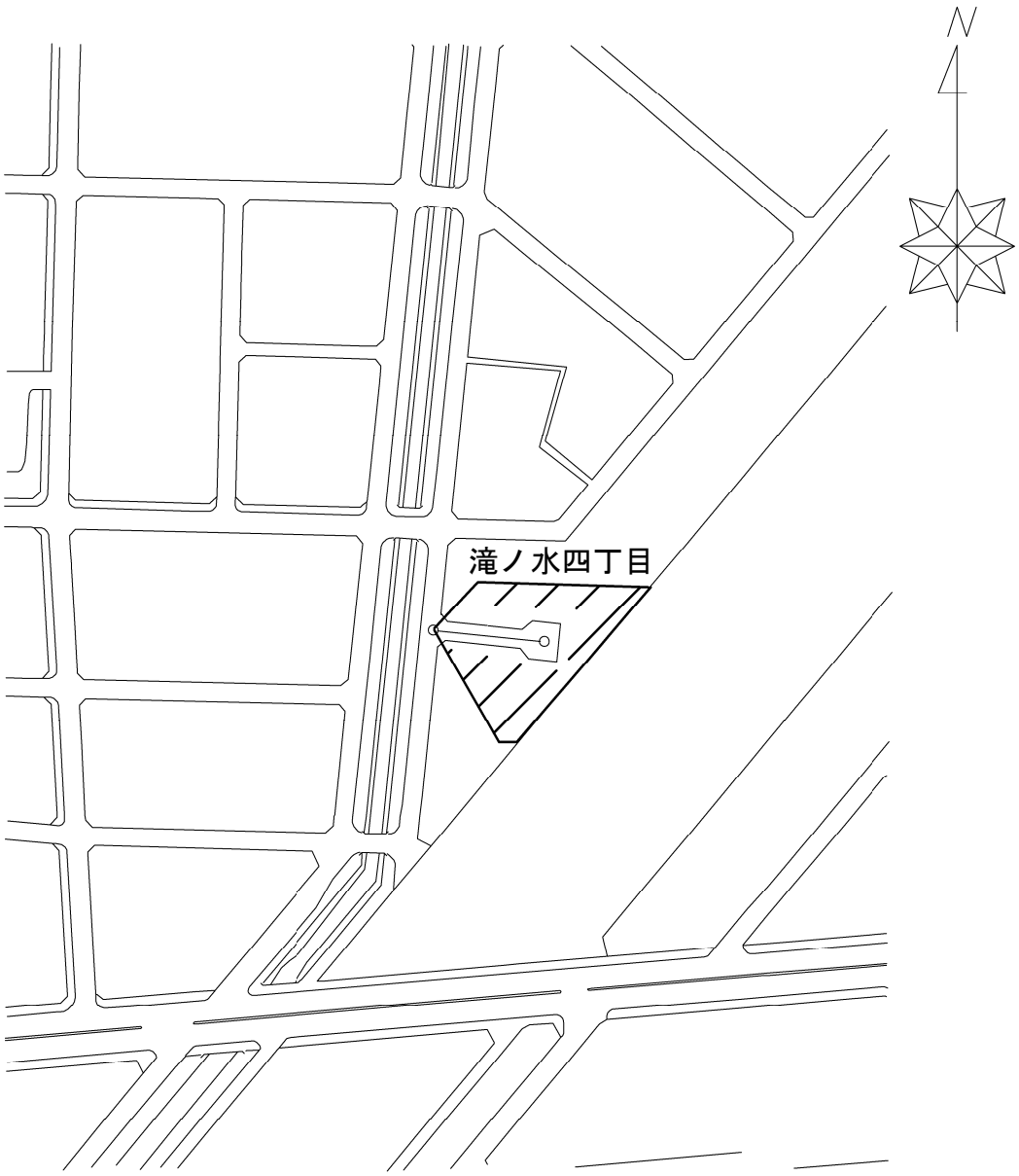

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	指定年月日
第1311号	㈱エス・ビー・シー名古屋営業所	阿部　日出彦	名古屋市東区代官町2番15号クレール川口 104号	平成26年10月15日
第1312号	㈱池田産業春日井支店	岩村　高正	愛知県春日井市篠木町六丁目1643番地32	平成26年10月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	廃止年月日
第 152号	㈱佐藤工業所	佐藤　久也	名古屋市中区大須一丁目34番45号	平成26年10月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	指定年月日
第1312号	㈱池田産業春日井支店	岩村　高正	愛知県春日井市篠木町六丁目1643番地32	平成26年10月15日
第 736号	㈱愛知テクノス	伊藤　敦將	愛知県半田市州の崎町 2番95	平成26年11月12日
第 959号	瀬古住設機器㈱	瀬古　武仁	名古屋市西区城西三丁目21番 5号	平成26年11月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	廃止年月日
第 152号	㈱佐藤工業所	佐藤　久也	名古屋市中区大須一丁目34番45号	平成26年10月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成26年12月16日

名古屋市上下水道局長　　小　　林　　寛　　司

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代　表　者		変更年月日
		旧	新	
第 586号	斎久工業㈱	篠原　忠彦	齋藤　久経	平成26年 6月27日
第 935号	㈲名東水道サービス	加藤　博士	唐澤　純	平成26年 8月21日
第 676号	㈲シンコー	團　正徳	森　英樹	平成26年 9月11日
第1170号	㈱今北	今北　忠雄	白木川　剛	平成26年10月 2日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	所　在　地		変更年月日
		旧	新	
第 815号	㈱豊光設備	愛知県知立市谷田町下空池 135番地 5	愛知県知立市長篠町新田34番地	平成26年 2月 7日

第 935号	㈲名東水道サービス	名古屋市名東区一社四丁目93番地	名古屋市名東区高針台一丁目713番地	平成26年 8月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第86条の２第１項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第６項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　認定対象区域

名古屋市千種区星ヶ丘二丁目50番の一部、50番１、53番及び54番

２　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎２階）

３　縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第36号）第２条第１項に規定する本市の休日以外の日の午前８時45分から午後５時15分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を平成26年12月17日懲戒処分に付した。

平成26年12月17日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

所属及び補職名	処分の内容	処　分　理　由
健康福祉局介護員	停職6月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
環境局技士	停職2月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号